

第2回教育研究評議会議事要録

- 1 日 時 平成22年5月12日(水) 13:10 ~ 14:00
- 2 場 所 本部棟 2階 「特別会議室」
- 3 出席者 17人
- 4 欠席者 なし

5 議 題

[◇: 委員, ◆: 学長・理事等]

(1) 教員選考の開始について

① 言語系コース(国語)国文学(古典文学)担当教授の採用について

西村人文・社会系教育部教育部長から、資料1〔教員選考申出書〕に基づき、言語系コース(国語)の赤松万里教授の急逝に伴う後任の教授採用に係る選考の開始について説明があり、審議の結果、原案どおり承認した。

(2) 鳴門教育大学の求める学生像の一部変更について

山下副学長から、資料2〔「鳴門教育大学の求める学生像」の改正部分対照表〕及び参考資料〔平成23年度大学入学者選抜実施要項の変更予定について(通知)〕に基づき、アドミッション・ポリシーを明確化することを趣旨とした「大学入学者選抜実施要項」の変更に伴い、本学のアドミッション・ポリシーの一部変更(案)について説明があり、審議の結果、一部字句を修正し、原案どおり承認した。

改正原案: 「こうした子どもたちを教員として支援することに…」

意見案: 「教員としてこうした子どもたちを支援することに…」

なお、委員からは次の意見が出された。

◇ 障害の「害」の文字については、自治体によって平仮名を用いる等の対応があるが、徳島県では対応策が明確ではない。当面、当該ポリシーの記述はこのままとするが、後々の文科省等の指針によっては、検討が必要となるであろう。

(3) その他

特になし

6 報告事項

(1) その他

特になし

なお、報告事項終了後、次のとおり意見交換があった。

a) 鳴門教育大学受動喫煙防止対策について（第1回教育研究評議会議題）

◇ 受動喫煙防止について、自然・生活系教育部会議において報告を行ったところ、次のとおり意見があった。

① 防止対策、決定プロセス・周知方法について問題がある。本学教職員及び学生へのフィードバックが不十分である。

② 「受動喫煙防止」と「敷地内禁煙」との関連が不明確である（対策の本質的な問題）。また、本施策の実施に伴う弊害が心配される。

◆ 当初は分煙案もあったが、政府から示された方針が「公共の場での禁煙」となっていること及び教員養成系大学における教育的側面・見地，社会的趨勢から，本学としても敷地内全面禁煙が妥当との判断に至り，周知・説明においてはウェブ等に掲載することで対応しているが，十分ではなかったかもしれない。

なお，遵守においては個々の倫理・道徳（良識的判断）に依るところとし，違反者への罰則等は考えていない。

◇ 違反者への対応については、「倫理観」だけでは片付けられない。また，地域住民への対応も必要となってくる（路上喫煙，吸い殻等）。

◇ 学外者への周知はどのように考えているか。

◆ 正面玄関に立て看板を設置する等の措置は必要と考えている。

◇ 喫煙可能場所の提供等は必要ではないか。また，喫煙者に対し，「禁煙」を要求することに問題はないか。

◆ 個々に，携帯灰皿や禁煙補助グッズ等により対応願いたい。

◇ 「敷地内」の問題を「敷地外」に持ち出している。

◇ 喫煙対策を教育的事項と位置づけるならば，同様に違法駐車についても対策を講じるべきではないか。

◆ 受動喫煙防止は社会の趨勢で，すでに受動喫煙の害はエビデンスが示されており，煙草を吸わない人に煙草の害を与えないということが眼目である。何とぞご理解いただきたい。

b) その他要望等

◇ 教育部会議開催日にフィールド研究等授業がある場合があり，全教員に教育研究評議会等の報告が出来ない状態にある。来年度は全教員が部会議に出席できるようなカリキュラム編成に是正願いたい。また，全学集会の実施に際しても，出席しやすい時間帯に設定する等の配慮を願いたい。

◆ 対応したい。

◇ 外部資金獲得について，十分な検討を行う時間が設けられず，煮詰めきれないまま申請を行っている例がある。

◆ 短期間に申請を行わねばならず，トップダウン的にならざるを得ない場合もある。ボトムアップとの調和を図りつつ，全学的体制で行うのが良いということは分かっている。時間制限の関係から事後了承となる可能性がある旨，了承願いたい。

◇ 第1期中期目標期間における教育研究評議会に対する印象として，報告事項が長いという事が挙げられる。今後は報告事項をコンパクトに願いたい。

◆ 対応したい。

○ 次回の教育研究評議会は，6月9日（水）の13時10分から開催予定である旨，報告があった。